

令和7年度事務事業評価表

事務事業名	成年後見センター法人後見等			担当課	成年後見センター	事業種別	区補助
				担当係	成年後見事業推進係		
開始年度	平成18年度	計画体系	3 一人ひとりが自分らしく安心して暮らせるまちをつくります ⇒ (3) 権利擁護支援の推進				
根拠法令等	葛飾区成年後見センター運営要綱、法人後見事業実施要領、葛飾区成年後見センター運営委員会設置要領、成年後見制度利用費用助成要綱						
事業区分	事業	社会福祉	拠点	成年後見センター事業	サービス	法人後見等事業	
事務事業目的	適切な後見人等候補者がいない場合などに社協が法人として後見人を受任することで、地域の成年後見制度利用促進の一翼を担う。 成年後見センター事業の適正な運営を図るため、運営委員会を開催し、助言や指導を受ける。 成年後見制度の利用にあたり、低所得等により成年後見申立経費や後見等報酬の負担が困難な方に対して助成を行う。						
実施内容	<p>①法人後見の受任 地域福祉権利擁護事業で培った高齢者や障がいのある人への支援のノウハウを活かし、他に適切な後見人等候補者がいない場合などに、地域生活の継続が困難な方を支えるため、成年後見業務を社協が法人として受任する。 また、後見ニーズに応え、地域支え合い活動を推進するため、市民後見人養成講座修了者を後見支援員として活用して、経験を積んでいただき、市民後見人として家裁へ推薦していく。</p> <p>②市民後見人等に対する後見監督の受任 市民後見人等が適切な後見業務を行えるよう、社協が監督人として市民後見人の支援・監督を行う。</p> <p>③運営委員会の開催 専門的、第三者的な立場から、成年後見センター事業の適切な運営についての助言や指導を受けるため、弁護士等で構成される運営委員会を開催する。</p> <p>④申立費用・後見報酬助成 成年後見制度の利用にあたり、低所得等により成年後見申立経費や後見等報酬の負担が困難な方に対して助成を行う(令和3年度より委託事業から補助事業になったため「中核機関の運営等」から移行)。</p>						

指標		指標の根拠	単位	区分	R4	R5	R6
成果	法人後見・後見監督受任件数 累計(終了者含む)		件	目標	35	40	45
				実績	41	49	56
成果	—	—	—	目標	—	—	—
				実績	—	—	—
—	—	—	—	目標	—	—	—
				実績	—	—	—
—	—	—	—	目標	—	—	—
				実績	—	—	—
—	—	—	—	目標	—	—	—
				実績	—	—	—

備考	
----	--

コスト内訳(千円)			R4	R5	R6
収入	特定 財源	区補助金	29,630	32,046	1,197
		区補助金(助成事業)	16,601	16,989	22,736
		利用者負担金	5,435	5,208	6,213
	一般財源 (a)	0	0	0	
支出	事業費 (b)	17,194	18,458	23,933	
	職員人件費 (c)	5,350	6,829	7,357	
		業務量(人)	0.95	0.95	1.10
	間接費 (d)	0	0	0	
	調整額 (e)	0	0	0	
		退職給与引当	0	0	0
			0	0	0
		(控)コスト対象外	0	0	0
トータルコスト (f=b+c+d+e)	22,544	25,287	31,290		

単位当たりコスト(円)	R4	R5	R5
単位の定義	法人後見・後見監督受任件数累計(終了者含む)(件)		
実績数値 (g)	41	49	56
単位あたり社協単コスト (a/g)	0	0	0
単位あたりコスト (f/g)	549,854	516,061	558,750

実施状況に対する評価	<p>社協の法人後見は、区内在住の方で、成年後見制度の利用を必要としながら適切な後見人等が得られない方や、心身の状況等の変化により地域福祉権利擁護事業から移行した方を主な対象者として受任しており、検討支援会議において、社協が後見人等を受任することが適当とされた案件について積極的に受任したことにより、法人後見・後見監督受任件数は目標数を超えている。</p> <p>また、受任件数の増加や事業の積み重ねに伴い、担当職員の後見スキルも向上してきており、被後見人に対する手厚い支援につながっている。</p> <p>さらに、低所得等により成年後見申立経費や後見等報酬の負担が困難な方に対しての助成制度を開始したことにより、資力のない方でも安心して専門職後見人を利用できるようになり、制度の利用促進に繋がっている。</p>
今後の方向性【改善】	<p>法人後見事業は、社協が法人組織として後見事務を行うため、長期継続性が担保されるとともに職員間の相互補完・牽制機能により適切な業務遂行が確保されるなど、被後見人にとってメリットがある。</p> <p>今後とも、地域住民や福祉・法律の関係団体と連携しながら、社協が後見を担うべき案件については積極的に受任していく。</p> <p>市民後見人養成講座の修了者で、事業の補助活動をしている後見支援員のうち適当な人を後見人候補として家裁へ推薦し、市民後見人として案件を移行していくことで後見制度のすそ野を広げていく。</p> <p>また、事業の実施に当たっては、常に職員の知識・能力の向上を図るとともに、専門家の助言を受けつつ、被後見人の意思決定権を尊重し、身上保護を重視した後見活動を実施していく。</p>